

京都市消防局訓令乙第5号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防吏員服制規程の一部を次のように改正する。

平成16年12月28日

京都市消防局長 森 澤 正 一

別表1 航空隊被服の款飛行服の項上衣の目中「左右の胸部」を「胸部の左右」に、
「左上腕部」を「左の上腕部」に、「左胸部に胸章」を「胸部の左に胸章並びに所属章

及び個人章」に、
胸 章
地質に「京都市消防航空隊」の文字を黒系
でししゅうする。
形状及び寸法は、第4図2イのとおりとす
る。

胸 章	白色の布地の台地に「京都市消防局」の文 字を赤色の系でししゅうする。 形状は、活動服合冬服と同様とする。
所 属 章	活動服合冬服と同様とする。
個 人 章	活動服合冬服と同様とする。

に改め、同項ズボン

の目中「第4図2ウ」を「第4図2イ」に改め、同款防寒服の項胸章の目中
「白色
形状

の布地の台地に「京都市消防局」の文字を赤系でししゅうする。
を「飛行服と同様
及び寸法は、活動服合冬服と同様とする。」

とする。」に改め、同表3 付属品の款ネクタイの項中
「青色の布地で、2枚合わせの
形状は、第7図1のとおりと
りボンタイとする。

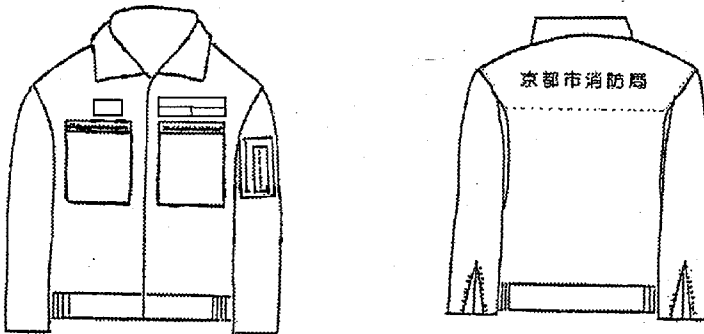
を「男性用のネクタイと同様とする。」に改め、同款夏服用バ
する。」

ンドの項を次のように改める。

バンド	合冬服用	男性用の合冬服用バンドと同様とする。
	夏服用	白色の皮革製とし、銀色のバックルを付ける。 形状及び寸法は、第7図1のとおりとする

別表3 付属品の款かばんの項中「第7図3」を「第7図2」に改め、同表第4図2アを次のように改める。

ア 上衣制式



別表第4図2イを削り、同図2ウを同図2イとし、同表第7図中1を削り、2を1とし、3を2とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成17年1月4日から施行する。ただし、航空隊被服に係る改正規定は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による飛行服は、当分の間、これを使用することができる。

(消防局総務部人事課)